**東京都「町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金」活用相談書**

　町会防災資機材倉庫については、原則、公園などの区有地に対して「一町会一倉庫」で配置の許可をしているところですが、可能な範囲で、倉庫のサイズを大きくすること等のご相談には応じたいと考えています。

　東京都への申請には、倉庫の図面や土地の権利関係を明らかにした書類（土地使用承認書・占用許可証等）などの提出が必要です。公園・児童遊園、その他区所有地にある倉庫に関しては、当助成を活用する場合、必ず下記担当まで相談書をご提出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 町会名 |  |
| 連絡担当者氏名 | （役職：　　　　　　　　　） |
| 連絡先 | 自　　宅　 |
| 携帯電話　 |
| 確認の上☑してください | □**別紙も作成し、あわせてご提出ください**。□助成の対象となる倉庫は、防災資機材を備蓄するための倉庫です。**水や食料の備蓄用倉庫は対象外**です。□都所有地や私有地等の倉庫に関しては、この相談書の提出は必要ありません。直接、土地所有者へご相談いただき、土地使用承認書等をご準備の上、東京都へご申請ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金活用方法 | □撤去して新たに設置　　□修繕　　□鍵・棚設置等□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 当助成を活用したい倉庫の場所 | 住所： |

※既存の倉庫の活用状況を確認させていただくことがあります。

※既存の倉庫の活用状況等によっては、ご希望に添えない場合があります。

例えば、区の公園内に既に倉庫が１基ある場合には、公園内に追加で倉庫を設置することはできません。ご承知おきください。

※当助成金には概算払いの制度はありません。相談・申請を経て、設置等の費用を町会で負担し、都へ実績を報告（事業完了後2週間以内）してから助成金が振り込まれます。

【提出先及び問い合わせ】

　　　　　　区民活動推進課地域振興グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話03-3981-0479

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールA0029701@city.toshima.lg.jp

　　　　　　　　　　　　　　　（別紙）東京都「町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金」活用相談書

区所有地・区所有地以外の所有している倉庫（防災資機材用）について、全て記載してください。

【倉庫 №　　　】

|  |  |
| --- | --- |
| 土地所有者 | □豊島区　　□東京都　　□寺・神社　　□民間企業□私有地　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 場所 | 住所： |
| 外観写真 |  |

【倉庫 №　　　】

|  |  |
| --- | --- |
| 土地所有者 | □豊島区　　□東京都　　□寺・神社　　□民間企業□私有地　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 場所 | 住所： |
| 外観写真 |  |